

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第 61 号）

- 件 名 農業研究所が人事課へ提出した令和 2 年度会計年度任用職員任用計画に対し、人事課が承認した根拠等の非開示決定処分に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 令和 3 年 4 月 19 日
- 実施機関の決定日 令和 3 年 5 月 6 日
- 実施機関（担当室課） 富山県知事（経営管理部人事課）
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 該当する公文書を保有していないため
- 審査請求年月日 令和 3 年 6 月 2 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、請求に係る公文書の開示を求める
- 諮問年月日 令和 3 年 7 月 15 日
- 答申年月日 令和 4 年 3 月 11 日
- 争点 実施機関が公文書不存在としたことの妥当性
- 審査会の判断

### 第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定処分（令和 3 年 5 月 6 日付け人第 34 号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第 2 事案の概要

#### 1 開示請求

審査請求人は、令和 3 年 4 月 19 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〔 農業研究所が要求した「会計年度任用職員任用計画」に対し人事課が承認する根拠となった一切の資料 〕

#### 2 本件処分及び審査請求

##### (1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書を保有していないことを理由として、条例第 11 条第 2 項の規定により本件処分を行った。

##### (2) 本件審査請求

ア 令和 3 年 3 月 23 日、審査請求人は、富山県経営管理部人事課（以下「人事課」という。）に対し、次のとおり問合せを行った。

農業研究所から人事課に提出された会計年度任用職員任用計画書について、同計画書に記載されている会計年度任用職員を「必要とする理由」と「職務内容」が合致していないにもかかわらず、承認した理由の回答を求める。

イ 審査請求人からの問合せに対し、令和3年4月6日、人事課は「農業研究所における会計年度任用職員については、試験ほ場が10haを超えることのみをもって必要と判断したものではなく、効率的な行政運営を推進するために、当該職の必要性を吟味した上で、人員を配置しています。また、当該会計年度任用職員には試験ほ場に係る業務だけではなく、施設の維持管理や試験研究の補助およびそれに付帯する事務作業を行ってもらうことで研究所の業務の効率化が図られるものと考えています。」と回答した。

ウ 審査請求人は、人事課の回答の根拠が不明確であると考え、本件開示請求により同計画書を承認した根拠となる資料の開示を求めたが、本件処分により非開示とする決定を受けた。

エ 令和3年5月14日、審査請求人は富山県経営管理部長宛てに、次のとおり再度問合せを行った。

(ア) 回答のあった「効率的な行政運営」、「研究所の業務の効率化」に関する裏付けとなる資料が実在しないのに、どのような意図で回答したのか回答を求める。

(イ) 開示決定されたとおり、承認にあたり参考にした資料が存在しない状況でどのように適正な要求であると判断したのか回答を求める。

オ エの再度の問合せに対する回答がなかったため、審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年6月2日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査会の判断の理由

#### 1 本件処分の妥当性

本件開示請求では、「農業研究所が要求した「会計年度任用職員任用計画」に対し、人事課が承認する根拠となった一切の資料」が求められたところ、実施機関は対象公文書を保有していないことを理由に本件処分を行ったものである。

当審査会において、人事課の職員に意見聴取を行ったところ、各所属に対し、会計年度任用職員任用計画書の提出を求めた理由は答申第4に記載のとおりであり、同計画書に基づき人事課が職員の配置を承認することはなかったとのことであった。したがって、同計画書を承認するという行為自体がないことから、審査請求人が開示を求める会計年度任用職員任用計画書を承認した根拠資料は存在しない。同計画書は、各所属において会計年度任用職員を公募し、選考の上、任用するといった手続を行う前に人事課において給与水準や勤務時間を確認するために提出を求めたものであり、同計画書を承認するという行為は当初から想定していなかったものといえる。

よって、審査請求人が開示を求める資料は作成されていないことから、本件開示請求に係る公文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の判断に不合理な点は認められない。

#### 2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第4 調査審議の経過

審査会の調査審議の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和3年7月15日	実施機関から諮問書を受理
令和3年12月3日 (第175回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問事案の概要説明</li> <li>・ 審議</li> </ul>
令和4年1月27日 (第176回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求人からの意見陳述</li> <li>・ 実施機関からの意見聴取</li> <li>・ 審議</li> </ul>
令和4年2月17日 (第177回審査会)	審議
令和4年3月10日 (第179回審査会)	審議
令和4年3月11日	答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	
奥 田 裕 之	北日本新聞社論説委員長	
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	